

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 県内遺跡試掘確認調査

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

観光文化スポーツ部文化伝承課記念物保護係 電話番号：058-272-1111(内 3146)

E-mail : c11148@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,232千円 (前年度予算額： 9,232千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	9,232	4,616	0	0	0	0	0	0
要求額	9,232	4,616	0	0	0	0	0	0
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整のため、文化財保護部局が試掘・確認調査を行うことが必要とされている(平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知)。

開発事業者から試掘・確認調査の要請を受けた場合、必要なものについてはできる限り速やかに現地踏査、試掘調査、確認調査により埋蔵文化財の有無及び内容を確認し、その結果を開発事業者に示すこととされている(平成9年8月7日付け庁保記第183号)。

また、文化庁と国土交通省の協議により、埋蔵文化財の適切な取扱いを判断するために必要な予備調査(分布調査、試掘・確認調査)の費用負担は、原則、地方公共団体が行うものとされている(平成26年12月15日付け26財記念第120号文化庁記念物課長通知)。

国・公社、公団等並びに県の各事業者から、令和7年度の試掘・確認調査の要望が寄せられている。開発事業との調整を行いながら試掘・確認調査を円滑に実施することが必要である。

(2) 事業内容

国民の財産である埋蔵文化財の保護を図るため、国・公社、公団等並びに県が原因者として実施する開発事業の計画策定に伴い、試掘・確認調査等によって遺跡の状況を確認し、開発計画との調整を図る。

試掘調査予定遺跡 岐阜市：芥見町屋遺跡、加野西畠遺跡 等

(3) 県負担・補助率の考え方
国庫補助事業（総事業費の1/2補助）

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	524	試掘・確認調査、現地確認
需用費	18	調査に係る消耗品
委託料	8,643	試掘・確認調査委託費
その他	47	文化庁旅費
合計	9,232	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

開発事業の計画と連動する事業であるため、開発事業と連動して後年度についても財政負担は必要である。

(2) 事業主体及びその妥当性

「都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行う」（平成10年9月29日付け府保記第75号文化庁次長通知）ことが求められている。その運用にあたり県は国・県等の公共事業に伴う発掘調査を担当することとしており、試掘・確認調査についても同様に対応している。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

国・県関係の開発事業計画の策定に伴い、試掘・確認調査を迅速に実施し、事業計画と埋蔵文化財保護との円滑な調整を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

開発事業の増減や用地買収の進捗状況によって、試掘・確認調査の対象箇所・調査日数等は増減する。適宜開発事業者と連絡調整し、状況により次年度実施したり、前倒しで当該年度に調査を実施するなどしているため、指標を設定することは困難である。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・芥見町屋遺跡（岐阜市）、令和4年6月21・23・24（3日間）、事業者：岐阜国道事務所、事業概要：国道156号岐阜東バイパス建設事業ほか ・試掘確認調査を実施した8ヶ所のうち、芥見町屋遺跡では開発に先立ち記録保存発掘調査が必要であることを確認した。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・芥見町屋遺跡（岐阜市）、令和5年7月3日、事業者：岐阜国道事務所、事業概要：国道156号岐阜東バイパス建設事業ほか ・試掘確認調査を実施した10ヶ所のうち、芥見町屋遺跡では開発に先立ち記録保存発掘調査が必要であることを確認した。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・芥見町屋遺跡（岐阜市）、令和6年10月22日、事業者：岐阜国道事務所、事業概要：国道156号岐阜東バイパス建設事業ほか ・試掘確認調査を実施した6ヶ所のうち、芥見町屋遺跡では開発に先立ち記録保存発掘調査が必要であることを確認した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	「都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行う」(平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知)ことが求められ、県は国・公社、公団等並びに県関係の公共事業に伴う発掘調査を担当しており、試掘・確認調査についても同様に対応している。また、建設場所を定めるなど遺跡の保存を目的とする範囲確認調査や遺構のあり方等の確認調査については、文化財保護部局の経費で実施するのが適当とされている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
(評価) 2	試掘・確認調査の実施状況は、R2:10箇所、R3:4箇所、R4:8箇所、R5:10箇所、R6:6箇所である。調査の結果に基づき、埋蔵文化財の取扱い(発掘調査の必要性)が確定したため、事業の成果は得られている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
(評価) 1	調査の実務を岐阜県文化財保護センターの協力の元実施するなど、業務の効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

開発事業者側の事業の進捗状況により、調査計画の変更を余儀なくされる面があり、計画的な事業の執行が難しい場合がある。また、事前の照会を実施しているが、急きよ開発事業者側から試掘実施の要望があることもある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

開発事業の進捗に影響を及ぼさないよう、今後も事業を継続するとともに、文化財保護法に基づき埋蔵文化財を適切に保護する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	